

上越市地方産業育成資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第20号

上越市地方産業育成資金融資規則の一部を改正する規則

上越市地方産業育成資金融資規則（昭和47年上越市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「2.20%」を「2.35%」に、「1.70%」を「1.85%」に、「1.90%」を「2.05%」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第5条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる融資について適用し、同日前に行われた融資については、なお従前の例による。